

認定スキーム文書(JNLA 認定) (JNIF01)(案)

独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター(以下「IAJapan」という)は、ISO/IEC 17011 箇条 4.6.1 がその作成及び文書化を求める認定スキームについて、以下のとおり定める。

1. 認定スキームの名称及びスキームオーナー

認定スキームの名称は、「JNLA 認定プログラム」とする。

JNLA 認定プログラムのスキームオーナーは IAJapan である。

また、工業標準化法に基づく試験事業者登録制度のスキームオーナーは経済産業省産業技術環境局基準認証政策課認証企画室である。

2. このプログラムの目的

JNLA 認定プログラムは、主務大臣が経済産業大臣である鉱工業品に係る日本工業規格(JIS)の試験を実施する試験事業者を対象として、任意の申請に基づき、その事業者の試験所の組織構成、要員・施設・設備等の資源、試験方法・結果の品質保証等の試験プロセス、マネジメントシステム等が試験を実施する上で適切であり、当該マネジメントシステムの下で試験所が適切に運営され、試験を適切に実施できることを書類審査・現地審査等により審査し、登録する工業標準化法に基づく試験事業者登録制度の要求事項及び ILAC (International Laboratory Accreditation Cooperation: 国際試験所認定協力機構) 及び APLAC (Asia Pacific Laboratory Accreditation Cooperation: アジア太平洋試験所認定協力機構)の相互承認取決の要求事項を同時に満たす試験事業者を認定することを目的とする。

3. このプログラムのサブプログラム(該当する場合)

- ① 土木・建築分野
- ② 一般機械分野
- ③ 電気分野
- ④ 車両分野
- ⑤ 鉄鋼・非鉄金属分野
- ⑥ 化学品分野
- ⑦ 繊維分野
- ⑧ パルプ・紙・包装分野
- ⑨ 窯業分野
- ⑩ 給水・燃焼機器分野
- ⑪ 日用品分野
- ⑫ 抗菌分野

- ⑬ 医療・福祉・保安用品分野
- ⑭ 放射線分野

4. このプログラムの運用開始日

1997年(平成9年)9月26日

5. このプログラムが対象とする適合性評価機関の種類

- ① 土木・建築分野 試験所
- ② 一般機械分野 試験所
- ③ 電気分野 試験所
- ④ 車両分野 試験所
- ⑤ 鉄鋼・非鉄金属分野 試験所
- ⑥ 化学品分野 試験所
- ⑦ 繊維分野 試験所
- ⑧ パルプ・紙・包装分野 試験所
- ⑨ 窯業分野 試験所
- ⑩ 給水・燃焼機器分野 試験所
- ⑪ 日用品分野 試験所
- ⑫ 抗菌分野 試験所
- ⑬ 医療・福祉・保安用品分野 試験所
- ⑭ 放射線分野 試験所

6. 認定要求事項

認定の対象とする適合性評価機関の認定には、以下の要求事項を適用する。

- (1) 法令
工業標準化法、同法施行規則、同法に基づく登録試験事業者等に関する省令及びその他関係省令
- (2) 一般要求事項
ISO/IEC 17025:2017(対応する版がある場合には JIS Q 17025 を含む。)
- (3) 適用する IAJapan 方針文書、手順書等
 - JNLA 認定の一般要求事項(JNRP23)
 - JNLA 登録の一般要求事項(JNRP21)
 - JNLA 登録及び認定の取得と維持のための手引き(JNRP22)
 - JNLA 試験方法区分一覧(JNRP32S10)
 - IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針(URP23)
 - IAJapan 技能試験に関する方針(URP24)

JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針(JNLRP24)
各分野の技術適用文書(JNRP31S06～S14)

(4)適用する国際機関文書

ILAC P9(ILAC Policy for Participation in Proficiency Testing Activities)

ILAC P10(ILAC Policy on the Traceability of Measurement Results)

(5)適用する地域機関文書

APLAC TC 004

(6)その他、適用する規格、規正文書

該当なし

7. 認定の対象となる適合性評価機関が遵守すべき事項

(1)認定機関及び適合性評価機関の義務(UIF-01)に定める事項

(2)JNLA 認定の一般要求事項(JNRP23)に定める事項

なお、申請時に提出を求める「JNLA 登録の一般要求事項の誓約について」については、「JNLA 登録及び認定の取得と維持のための手引き(JNRP22)」様式 3A 及び様式 3B を参照。これらの文書は、IAJapan Web サイトで公表する。

8. このプログラムを実施するにあたり、IAJapan が遵守する事項

認定機関及び適合性評価機関の義務(UIF-01)に定め、IAJapan Web サイトで公表する。

9. この認定スキームを審議する委員会

(1)JNLA 等技術委員会及び分科会

技術委員会規定(URP08)に基づき JNLA 等技術委員会及び以下の分科会を設置する。

土木・建築分野分科会

一般機械分野分科会

電気分野分科会

車両分野分科会

鉄鋼・非鉄金属分野分科会

化学品分野分科会

繊維分野分科会

パルプ・紙・包装分野分科会

窯業分野分科会

日用品分野分科会

給水・燃焼機器分野分科会

医療・福祉・保安用品分野分科会

抗菌分野分科会

- (2)委員会の構成 有識者、直接的利害関係者(試験機関)、スキームオーナー、間接的利害関係者(適合性評価制度を利用する事業者)

10. 認定の対象とする範囲

日本工業規格(JIS)で規定された試験方法とし、IAJapan Web サイトで公表する。

認定を申請する試験事業者(以下「申請試験事業者」という。)は、申請時に認定の対象となる試験方法を特定しなくてはならない。

11. 認定周期

一認定周期は4年とする。ただし、登録申請と同時に認定申請を行わなかった場合には、最初の認定周期の末日は登録の有効期限と同日とする。

12. 審査の種類

(1)初回認定審査

「6. 認定要求事項」の全ての要求事項の適合状況を確認する審査

(2)認定維持審査

「6. 認定要求事項」の一部の要求事項の適合状況を確認する審査

(3)再認定審査

認定周期が終了する遅くとも5か月前までに再認定申請を受け付けて行う、「6. 認定要求事項」の全ての適合状況を確認する審査。

(4)区分追加審査

「6. 認定要求事項」の区分追加申請に係る全ての要求事項の適合状況を確認する審査。

(5)臨時審査

必要に応じて行う、「6. 認定要求事項」の全て又は一部の要求事項の適合状況を確認する審査

13. 現地審査の時期

(1)現地認定維持審査

①(初回認定後一回のみ)初回認定後最初の現地認定維持審査は、現地初回認定審査を実施した初日から13か月以内に開始する。

②一認定周期内の現地認定維持審査は、初回認定後最初の現地認定維持審査又は現地再認定審査を実施した初日から24か月以内に開始する。

(2)現地再認定審査

現地認定維持審査((2)①を除く)を実施した初日から24か月以内又は認定周期が終了する3か月前のいずれか早い期日までに、現地再認定審査を開始する。

14. 審査に用いる技法

(1) 現地審査前に実施する審査

書類審査

記録審査

質問／回答の要求

(2) 現地審査において実施する審査

書類審査

記録審査

質問／回答の内容の確認

(該当する場合)立会審査

関係者へのインタビュー

実地試験の実施

15. 審査に関すること

15. 1 審査員及び技術アドバイザーの役割

審査員は、認定の一般要求事項、関係法令等の基準に基づく審査の全般を担当する。技術アドバイザーは、申請又は認定された範囲の適合性評価業務の技術的能力について認定機関及び審査員に対して助言を行う。

審査員及び技術アドバイザー(以下「審査員等」という。)は、申請試験事業者又は認定された試験事業者(以下「認定試験事業者」という。)に対して助言、コンサルティングを提供しない。

15. 2 守秘義務

IAJapan は、IAJapan 職員、審査員等に対して、機密保持を含む倫理については、「IAJapan 審査員・技術アドバイザー服務要領(URP01S04)」を適用し、遵守させる。

15. 3 審査チームの編成

IAJapan は、IAJapan 職員、審査員等の職歴、利害関係を確認し、審査チームを編成する。

審査チームを編成した場合は、認定申請事業者又は認定試験事業者に対して審査員等についての利害対立による異議又は技術的な理由に基づき異議申立ての手段を確保する。

IAJapan は、申請範囲又は認定範囲の審査の種類に応じた必要な人数の審査員等により審査チームを編成する。その際、申請範囲又は認定範囲と審査員の技術専門性を考慮し、審査チームに技術アドバイザーが必要と判断した場合に、必要な人数の技術アドバイザーを

加える。

IAJapan は、審査チームに編成された審査員のうち 1 名を審査チームリーダーに指名する。

15. 4 審査員数及び現地審査日数

(1) 初回認定審査

審査員 2 名及び現地審査日数 2 日間を基本とする。但し、認定申請に係る試験方法区分数及び試験技術に応じて、必要数の審査員等の追加及び現地審査日数を追加する。

(2) 認定維持審査

審査員 1 名及び現地審査日数 2 日間を基本とし、既認定の試験方法区分数及び試験技術に応じて必要数の審査員等の追加及び現地審査日数を追加する。

(3) 再認定審査

初回認定審査と同様とする。

(4) 区分追加審査

審査員 1 名及び現地審査日数 2 日間 を基本とし、認定申請に係る試験方法区分数及び試験技術に応じて、必要数の審査員等の追加及び現地審査日数を追加する。

(5) 臨時審査

初回認定審査と同様とすることを原則とするが、既認定の試験区分数、試験技術並びにその他の審査項目によって必要となる審査員数及び現地審査日数の増減があり得る。

15. 5 審査プロセス

審査プロセスについては、「JNLA 登録及び認定の取得と維持のための手引き (JNRP22)」に定め、IAJapan Web サイトで公表する。

16. 手数料に関すること

審査別の手数料の算出については以下のとおりとする。なお、認定手数料は、「認定業務に係る手数料規程」(以下、「認定手数料規程」という。)に定め、IAJapan Web サイトで公表する。

審査手数料は申請受理後に IAJapan からの請求書に基づき支払うものとし、手続きの詳細は「JNLA 登録及び認定の取得と維持のための手引き (JNRP22)」に定め、IAJapan Web サイトで公表する。

IAJapan は認定手数料規程に基づき算出する。

IAJapan は審査を開始する前に、合意した手数料を申請試験事業者又は認定試験事業者に請求する。

17. 認定の決定者(審査結果のレビューの実施及び認定の決定者)

試験事業者評定委員会

18. 認定の授与の承認者

IAJapan 所長

19. 認定通知の方法

認定された試験事業者には、「認定証」を交付する。認定証に記載する事項は、「JNLA 登録及び認定の取得と維持のための手引き(JNRP22)」に定め、IAJapan Web サイトで公表する。

20. 異議申立て

認定に係る異議申立ては、JNLA 認定の一般要求事項(JNRP23)に定め、IAJapan Web サイトで公表する。

21. 認定情報の公表

IAJapan Web サイトにおいて、以下の情報を公表する。

- ・IAJapan の識別及びロゴ
- ・認定試験事業者の法人名
- ・認定範囲(【例】試験する製品: 建築材料、試験する特性: 骨材の粒度、試験の種類: 骨材試験、試験方法: JIS A 1102)
- ・認定試験事業者の試験所、及び該当する場合は、各事務所で行われ、認定範囲に含まれる試験活動
- ・認定試験事業者の試験所の固有の認定番号
- ・(認定情報の)発行日及び該当する場合は有効期限又は更新日
- ・適合性の記述、ISO/IEC 17025 又はその他の基準文書への論及

22. 認定シンボルのライセンス付与に関する事項

認定シンボルのライセンス付与に関する事項は、JNLA 認定の一般要求事項(JNRP23)に定め、IAJapan Web サイトで公表する。

23. 苦情

認定に係る苦情は、JNLA 認定の一般要求事項(JNRP23)に定め、IAJapan Web サイトで公表する。

24. 認定の一時停止、取り消し

認定の一時停止、取り消しについては、JNLA 認定の一般要求事項(JNRP23)に定め、IAJapan Web サイトで公表する。

IAJapan は、認定の一時停止又は取消しを行った場合は、IAJapan Web サイトで公表する。

附則

1. 本文書は、平成 30 年 1 月 1 日から適用する。